

声 明

1、本日、札幌地方裁判所民事1部（武藤貴明裁判長）は、北海道へ避難してきた原発被災者78世帯257名の原告らが、東電と国に対して、損害の賠償を求めた訴訟で、国の責任を認めたものの、原告らの請求をほとんど棄却するという不当判決を言い渡した。

2、まず、判決は国の賠償責任を厳しく、明確に認めた。

判決は、国は、遅くとも平成14年には、福島第一原発に敷地高を超える津波が到来することが予見でき、また、東電に対して適切な措置を講じるよう命じていれば本件事故は避けられたにも関わらず、これを怠ったとして、責任がないとする国の主張を許さなかった。

また、本件事故は国の規制権限不行使と東電の津波対策の不備が相まって発生したとして、国に対し、原告らに生じた損害の全部について、東電と連帶して賠償するよう命じた。

裁判所は、万が一にも重大事故が発生しないよう、原子力発電所の施設には極めて高度な安全性が要求された上で、国が対策指示を怠ったことは、その許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠き違法であると明確に述べている。当然の判断である。

3、次に、判決は、避難の相当性につき、極めて厳しい枠を設定した。政府による避難指示等の対象区域内からの避難者とその区域外からの避難者とでは、放射能被ばくを避けるための避難又は避難継続の相当性について、判決は、扱いを大きく異にしている。

これは、放射能のリスクを避けるため、北海道へ避難してきたという限りでは、区域の別など問題となり得ないことを、看過ないし、無視するものである。

4、更に、判決は、原告らが主張する包括的生活基盤の喪失、変容に対する損害の賠償請求につき、損害事実を認めながら、損害賠償額は極めて低く、場合により、それを認めていない。

どのような区域からの避難であっても、その避難に法的な合理性がある限り、適正かつ相応の損害の賠償が認められねばならないことは、言うまでもない。

5、私たち弁護団は、今日の不当判決を受け入れることは出来ない。原告ら及び弁護団は、この不当判決に控訴をし、被災者救済のために全力で闘う決意である。